

令和3年1月24日

「県民泊まって元気キャンペーン」

「県民泊まって応援キャンペーン」の今後の対応について（案）

「『バス・タク旅』やまがた巡り事業」

## ■ 県民限定で再開

◆ 3事業ともに、令和3年1月26日（火）から「県民限定」で再開する。

「『バス・タク旅』やまがた巡り事業」については、スキー教室等の教育旅行を含め、県内での利用を対象とする。

- ① 利用に際しては、新しい旅のエチケットを守ること、業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している宿泊施設等を利用することを呼びかける。
- ② 「県民泊まって元気キャンペーン」及び「県民泊まって応援キャンペーン」については、「一人で」または「普段一緒に生活している人と」利用していただくよう呼びかける。

◆ 今後の感染状況等によっては、対応を変更する場合がある。

## 県民泊まって元気キャンペーンについて

目 的 県民が県内の宿泊施設で利用可能な割引クーポンを発行することにより、県内の観光消費の回復を図る。

期 間 令和3年3月31日まで

利 用 者 山形県にお住まいの方（令和3年1月26日～）  
※「一人で」または「普段一緒に生活している人と」の利用を呼びかける

利用内容 宿泊プラン又は宿泊付き旅行商品の1,000円の支払いごとに500円の割引（最大5,000円割引）クーポンを発行

申 込 先 キャンペーンに参加している宿泊施設又は旅行代理店

問合せ先 県民泊まって元気キャンペーン事務局  
(TEL023-666-3215)

## 県民泊まって応援キャンペーンについて

県民泊まって応援キャンペーンについては、すでに募集が終了し当選者が決定している。当選者が予約できる宿泊施設は事前に決まっており、有効期限（令和2年12月末または令和3年1月末）までに利用できるクーポンとなっている。現在、当選者がお持ちのクーポンについては、有効期限をもって利用終了となる。

有効期限までに利用されなかった分について、新たな宿泊割引クーポンとして利用できる「新・県民泊まって応援キャンペーン」を実施。

### ○「新・県民泊まって応援キャンペーン」の概要

期 間 令和3年3月31日まで

利 用 者 山形県にお住まいの方（令和3年1月26日～）  
※「一人で」または「普段一緒に生活している人と」の利用  
を呼びかける

利用内容 10,000円以上の宿泊プランに対して、5,000円の宿泊割引  
クーポンを発行  
（発行枚数は、県民泊まって応援キャンペーンの未利用枚数）

申 込 先 キャンペーンに参加している県内の宿泊施設

問合せ先 山形県観光物産協会（TEL023-647-2333）

## 「バス・タク旅」やまがた巡り事業について

目 的 県内貸切バス、タクシー、レンタカーの需要回復を促進し、  
県民の周遊と本県への観光流動の回復を図り、県内経済の早  
期の活性化を促す。

期 間 令和3年3月31日まで

利 用 者 山形県にお住まいの方（令和3年1月26日～）

利用対象 スキー教室等の教育旅行を含め、県内での利用を対象  
（令和3年1月26日～）

助 成 先 県内の旅行会社、バス会社、タクシー会社、レンタカー会社

助 成 金 ・バス料金の1/2（1台あたり5万円/日を上限）  
・タクシー料金の1/2（1台あたり2万円/日を上限）  
・レンタカー料金の1/2（1台あたり5千円/日を上限）

問合せ先 山形県観光物産協会（TEL023-647-2333）